

佐倉市八街市酒々井町消防組合告示第5号

平成30年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年10月9日

佐倉市八街市酒々井町消防組合管理者 蕨 和 雄

- 1 期 日 平成30年10月16日（火） 午後3時30分 開議
- 2 場 所 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部講堂

○平成30年10月16日

○現在議員12名で次のとおり

1番	石	渡	康	郎
2番	村	田	穰	史
3番	山	口	文	明
4番	三	橋	秀	夫
5番	鈴	木	昭	三
6番	林		政	男
7番	林		修	三
8番	石	井	孝	昭
9番	原	口	貞	男
10番	越	川	廣	司
11番	小	早	稲	賢
12番	齊	藤	一	郎

平成30年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

○議事日程

平成30年10月16日（火曜日）午後3時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号から議案第2号を一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 諸般の報告
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 議案第1号から議案第2号の上程、説明
6. 議案第1号の質疑、討論、採決
7. 議案第2号の質疑、討論、採決
8. 閉 会

○出席議員（12名）

1番	石	渡	康	郎
2番	村	田	穰	史
3番	山	口	文	明
4番	三	橋	秀	夫
5番	鈴	木	昭	三
6番	林		政	男
7番	林		修	三
8番	石	井	孝	昭
9番	原	口	貞	男
10番	越	川	廣	司
11番	小	早	稲	賢
12番	齊	藤	一	郎

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	蕨		和	雄
副 管 理 者	北	村	新	司
副 管 理 者	小	坂	泰	久
会 計 管 理 者	渡	辺	和	也
消 防 長	豊	田	光	弘
次 長	太	田	文	和
総 務 課 長	渡	邊	敏	行
企画課長補佐	上	田	敏	広
予 防 課 長	原	田	英	樹
査察調査課長	秋	元		芳
警 防 課 長	立	崎	俊	和
指揮指令課長	須	藤	和	義
佐倉消防署長	石	井	美	智
志津消防署長	笹	山		実
八街消防署長	藤	崎	昌	之

酒々井消防署長 鈴木 宏 司

○議会事務局出席職員氏名

書	記	長	高	橋	一	仁
書		記	敦	賀	和	隆
書		記	清	宮	健	二

◎開会及び開議の宣告

(午後 3時30分)

○議長(山口文明) 始めに、佐倉市企画政策部秘書課より組合議会定例会において議場における写真撮影の依頼があり、消防職員が撮影のため入室することを許可いたしましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

したがって、平成30年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

◎諸般の報告

○議長(山口文明) 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

管理者より専決処分について、また、監査委員より例月出納検査の結果について報告がありましたので、それぞれお手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長(山口文明) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第73条の規定により、議席番号9番、原口貞男議員、議席番号10番、越川廣司議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(山口文明) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山口文明) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

◎議案第1号から議案第2号の上程、説明

○議長(山口文明) 日程第3、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第2号までの2件を一括議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山口文明) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第2号までの2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者。

(管理者 藤 和雄 登壇)

○本日、ここに平成30年10月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙にもかかわらず出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを厚く感謝申し上げます。

それでは、ただいまから本定例会に提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 平成29年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額46億7,118万8,029円に対して歳出総額45億8,021万6,158円、歳入歳出差引額9,097万1,871円で、翌年度へ繰り越すべき財源は、継続費繰越額を1,036万円、財政調整基金として8,061万1,871円の繰り入れを行ったものでございます。決算額の前年度比較では、歳入で1億9,627万7,138円、4.4%の増、歳出で1億6,541万5,908円、3.7%の増となっております。

なお、本決算につきましては、去る8月28日に監査委員の審査を受け、要望事項をいただいておりますので、より一層消防業務の適正な執行に努めてまいります。

議案第2号 平成30年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,349万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億3,572万9,000円といたそうとするものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、細部につきましては、担当者から説明をいたさせますので、何卒、慎重にご審議のうえ、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長(山口文明) 提案理由の細部の説明を求めます。

次長。

(次長 太田文和 登壇)

○次長(太田文和) 消防本部次長の太田文和でございます。提案理由の細部の説明をさせていただきます。

議案第1号 平成29年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、決算書の3ページからの歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。歳入からご説明をいたします。

1款1項1日常備消防費分担金につきましては、予算現額、調定額及び収入済額ともに37億4,959万1,000円で、これは、構成市町からの常備消防費の分担金でございます。別冊になっております主要施策の成果の説明書の3ページをお開きください。3構成市町別分担金収入状況の常備消防費の項をご覧ください。佐倉市の分担金は、22億8,746万1,000円で、分担割合は、60.99%でございます。八街市の分担金は、10億5,171万4,000円で、分担割合は、28.06%でございます。酒々井町の分担金は、4億1,041万6,000円で、分担割合は、10.95%でございます。この分担割合は、前年度の消防費に係る基準財政需要額の割合で、負担をいた

だいております。

それでは、再び決算書の3ページにお戻りください。2目長期償還分担金は、予算現額は、4億1,521万円で、調定額及び収入済額ともに4億1,520万6,503円でございます。長期償還分担金につきましては、起債対象事業ごとの借り入れ別に、それぞれ構成市町に分担していただいております。平成29年度の収入状況は備考欄に記載してございますが、佐倉市が2億9,178万8,769円、八街市が8,871万5,795円、酒々井町が3,470万1,939円でございます。

続きまして、1款2項1目庁舎建設費負担金につきましては、予算現額、調定額及び収入済額ともに、1,286万円でございます。これは、佐倉消防署神門出張所庁舎改築工事に係る負担金でございます。なお、構成市町別の収入状況につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、2款1項1目手数料につきましては、予算現額が200万円で、調定額及び収入済額ともに206万7,160円でございます。これは、危険物施設の許可申請手数料等の収入でございます。

続きまして、4ページに進んで、3款1項1目国庫補助金につきましては、予算現額、調定額及び収入済額ともに、2,123万3,000円で、これは、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車Ⅱ型に対する緊急消防援助隊設備整備費補助金でございます。

次に、4款1項1目県補助金につきましては、予算現額、調定額及び収入済額ともに128万8,000円で、これは、指揮車に対する消防防災施設強化事業補助金でございます。

次に、5款1項1目利子及び配当金につきましては、予算現額2,000円、調定額及び収入済額ともに1,198円で、これは、財政調整基金預金利子でございます。

2項1目物品売払収入につきましては、予算現額45万円、調定額及び収入済額ともに50万円で、これは、更新した消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車の車両2台の売払いによる収入でございます。

続きまして、5ページにお進みください。7款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、予算現額2,295万円で、調定額及び収入済額ともに2,294万9,000円でございます。

次に、9款1項1目預金利子につきましては、予算現額1,000円、調定額及び収入済額ともに6,220円でございます。これは、歳計現金預金利子でございます。

2項1目雑入でございますが、予算現額が2億2,931万9,000円で、調定額及び収入済額ともに2億2,938万5,948円でございます。雑入の主なものといたしまして、備考欄に記載してございますが、退職手当負担金還付金が1億7,077万105円、消防救急無線整備工事に係る損害賠償金相当額が4,326万8,400円、千葉県派遣職員負担金が728万892円、保険事務手数料が312万6,478円、高速自動車国道救急業務支弁金が、248万3,760円でございます。

続きまして、6ページにお進みください。10款1項1目組合債につきましては、予算現額、調定額及び収入済額ともに2億1,610万円でございます。これは、消防車両整備事業といたしまして、佐倉消防署の災害対応特殊化学消防ポンプ自動車Ⅱ型、八街消防署八街南部出張所の水槽付消防ポンプ自動車Ⅰ-A型、八街消防署の消防ポンプ自動車CD-I型、佐倉消防署の高規格救急自動車及び指揮指令課の指揮車の計5台の更新事業、消防庁舎整備事業といたしまして、佐倉消防署神門出張所庁舎改築工事に伴う組合債でござい

す。以上で歳入について説明を終わりにさせていただきます。

次に、歳出でございますが、7ページにお進みください。1款1項1目議会費につきましては、予算現額が163万5,000円で、支出済額は145万4,045円、執行率は88.9パーセントでございます。支出の主なものは、組合議会議員報酬、組合議会行政視察に係る旅費及びバス借上げ料でございます。

2款1項1目一般管理費につきましては、予算現額が5,154万2,000円で、支出済額は5,143万5,367円、執行率は99.8パーセントでございます。支出の主なものは、財政調整基金積立金5,100万円のほか、特別職給料等でございます。

2項1目監査委員費につきましては、予算現額が10万9,000円、支出済額が9万9,976円でございます。支出の主なものは監査委員報酬でございます。

8ページにお進みください。3款1項1目常備消防費の予算現額は、41億5,734万9,000円で、支出済額は40億7,922万267円、執行率は98.1パーセントでございます。節ごとの主な支出といたしまして、人件費で、2節給料15億3,173万9,977円、3節職員手当等12億7,960万1,391円、4節共済費5億5,863万9,565円等で、人件費の常備消防費に占める割合は、82.6パーセントでございます。

9ページにお進みください。11節需用費の支出は1億4,411万7,770円で、主なものは光熱水費が4,659万1,687円、貸与品購入費が3,721万9,195円、修繕料が2,379万3,506円でございます。

13節委託料の支出は3,510万5,074円で、備考欄に記載のとおり、各種設備、機械器具の保守業務及び職員定期健康診断等の委託料でございます。なお、消防業務特有の事業で主なものは、はしご付消防自動車の保守点検、救急用機器保守点検、救急救命士病院研修委託、消防救急デジタル無線機保守点検等でございます。

13ページにお進みください。14節使用料及び賃借料の支出は、3,606万2,931円で、備考欄に記載のとおりでございますが、このうち機器賃借料が3,185万750円で、各種事務用機器等の賃借料でございます。

18節備品購入費の支出は、2億3,941万4,363円で、内訳といたしまして車両購入費が、2億2,713万9,120円、消防用ホース等の警防用備品購入費が、1,063万3,379円でございます。

19節負担金、補助及び交付金の支出は、6,479万9,576円で、備考欄に記載のとおりでございますが、主なものといたしまして、県消防学校入校負担金356万4,012円、印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会負担金534万6,230円、消防救急デジタル無線設備維持管理負担金947万4,008円、ちば消防共同指令センター運営経費負担金4,095万125円等でございます。

23節償還金、利子及び割引料の支出は、1億7,055万6,105円で、構成市町償還金でございます。

14ページにお進みください。3款1項2目庁舎建設費につきましては、予算現額が、4,316万円、支出済額は、3,280万円で、継続費通次繰越による翌年度繰越額が1,036万円でございます。これは、佐倉消防署神門出張所庁舎改築工事に係る工事請負費でございます。

4款公債費は、予算現額4億1,521万1,000円で、支出済額は、4億1,520万6,503円でございます。

5款予備費の支出は、ございませんでした。

次に、15ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が46億7,118万8,029円、歳出総額が45

億8,021万6,158円、歳入歳出差引額は、9,097万1,871円で、翌年度へ繰り越すべき財源は、継続費通次繰越額が、1,036万円でございます。よって、実質収支額は、8,061万1,871円で、地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金に繰り入れを行ったものでございます。

次に、16ページの財産に関する調書の1公有財産及び17ページの2物品につきましては、表に記載のとおりでございます。

なお、3基金の財政調整基金につきましては、前年度末現在高は、7,662万9,739円、決算年度中増減高は、8,816万1,641円の増であり、決算年度末現在高は、1億6,479万1,380円であります。

次に、平成29年度の主な事業につきまして、別冊の主要施策の成果の説明書によりご説明をいたします。主要施策の成果の説明書16ページをご覧ください。3警防課（1）車両整備でございますが、経年劣化により、機能低下や老朽箇所が見受けられることから計画に基づき、消防車両5台を更新したものでございます。ア災害対応特殊化学消防ポンプ自動車Ⅱ型は、佐倉消防署の配置車両で、緊急消防援助隊への登録車両でもあり、導入後19年が経過したことから更新を行ったもので、事業費は、7,549万2,000円でございます。

次に、イ水槽付消防ポンプ自動車Ⅰ-A型は、八街消防署八街南部出張所の配置車両で、導入後16年が経過したことから更新を行ったもので、事業費は、5,313万6,000円でございます。

次に、ウ消防ポンプ自動車CD-I型は、八街消防署の配置車両で、導入後14年が経過したことから更新を行ったもので、事業費は、4,071万6,000円でございます。

次に、エ高規格救急自動車は、佐倉消防署の配置車両で、導入後9年が経過したことから更新を行ったもので、事業費は、3,837万6,720円でございます。

次に、オ指揮車は、指揮指令課の配置車両で、千葉県消防広域応援隊への登録車両でもあり、導入後15年が経過したことから更新を行ったもので、事業費は、1,941万8,400円でございます。

次に、22ページをご覧ください。

5消防署（1）防火指導及び消防訓練で、ございますが、組合管内全体で、実施件数が、896件、参加者数は、45,966人ございました。（2）応急手当普及啓発活動は、上級救命講習、普通救命講習Ⅰ、救急講習を併せますと、実施回数が305回で、参加者数は、8,452人ございました。

次に、24ページをご覧ください。（2）庁舎建設費でございますが、1佐倉消防署神門出張所庁舎改築工事につきましては、平成29、30年度の継続事業であり、全体事業費は、3億3,404万4,000円で、各年度の事業費は、平成29年度が3,280万円、平成30年度が3億124万4,000円でございます。

なお、平成30年9月25日に竣工し、勤務環境及び衛生面の改善が図れたところでございます。

その他の事業につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、25ページ以降に職員配置表、車両配置表、平成29年度の火災概要及び救急活動状況を記載させていただいております。

以上で、議案第1号の説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、議案第2号 平成30年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,349万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、51億3,572万9,000円といたそうとするものでございます。

細部につきましては、補正予算書の6ページ、最終ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書2の歳入でございますが、7款1項1目財政調整基金繰入金を、1,349万円を増額し、1,349万1,000円といたそうとするものでございます。

続きまして、3の歳出でございますが、3款1項1目常備消防費は、補正前の額が42億4,658万円で、1,349万円を増額し、42億6,007万円といたそうとするものでございます。補正の内容でございますが、13節委託料につきましては、統一的な基準による財務書類を整備し、公表するため、公会計財務書類作成及び固定資産台帳作成支援業務を委託することから、350万円を増額いたそうとするものでございます。

18節備品購入費につきましては、志津消防署及び八街消防署配備の指揮車が導入後23年が経過し、老朽が著しいことから、更新を行うため、999万を増額いたそうとするものでございます。

以上で、提案理由の細部の説明を終わりにさせていただきます。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（山口文明） 議案第1号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山口文明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（山口文明） 議案第2号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山口文明) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山口文明) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長(山口文明) 以上をもちまして、平成30年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を閉会いたします。

(午後 4時03分)

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 山 口 文 明

署名議員 原 口 貞 男

署名議員 越 川 廣 司